

[事案 20-7] 高度障害保険金請求

- ・平成 20 年 5 月 21 日 裁定申立受理
- ・平成 20 年 7 月 23 日 裁定終了

< 事案の概要 >

両股関節の機能全廃の障害状態は、約款所定の高度障害状態に該当するとして、高度障害保険金の支払いを求め申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

被保険者(妻)は両下肢の股関節について人口股関節置換術を受けた結果、両股関節機能全廃の状態にある。これは、約款「別表」に定める高度障害状態のうち「(5)両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの」、および備考欄に規定する「その用を全く永久に失ったものとは、完全に下肢の運動機能を失ったものを用い、下肢の完全運動麻ひ、または下肢において3大関節(また関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込みのない場合をいう」に該当し、高度障害保険金の支払いを請求した。

ところが、保険会社は「3大関節とはまた関節、ひざ関節、足関節をいい、そのすべてが完全強直で回復見込みがない場合に支払われるものであり、また関節、足関節は動くので該当しない」と言う。しかし約款規程を見ると、そのように解釈出来ない。高度障害保険金を支払ってほしい。

< 保険会社の主張 >

障害診断書によれば、被保険者の障害状態はひざ関節および足関節については何ら障害状態は認められていない。約款別表の備考に規定する「下肢においてそれぞれ3大関節の完全強直」とは、3大関節すべての完全強直と解釈されるものであり、また関節のみの完全強直では、「下肢においてそれぞれ3大関節(また関節、ひざ関節および足関節)の完全強直」に該当しない。したがって、被保険者の障害状態は、約款に定める高度障害に該当しないため、申立人の高度障害保険金の支払請求には応じられない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、障害診断書等にもとづいて被保険者の障害状態が、約款に定める「両下肢とも、その用を全く永久に失ったもの」に該当するか否か(これに該当するためには、「備考」欄規定の、下肢の3大関節(また関節、ひざ関節および足関節)の全てが完全強直の状態にあることが必要と解される。)について審理した。申立人の主張(両股関節機能全廃だけで、約款所定の両下肢のその用を全く永久に失ったものに該当する)と主張するが、そのような解釈を採り得ないことは明らかである。(なお、被保険者の障害の場合、下肢の完全運動麻ひには該当しないことは明らかである。)

従って、被保険者の障害は、高度障害保険金の支払対象となる高度障害状態には該当しないと言わざるを得ず、本件申立てには理由がないことから、生命保険相談所規程第40条を適用して、裁定書にその理由を明らかにし、裁定手続きを終了した。

(参考) 約款に定める「高度障害状態」(該当箇所の抜粋)

5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

<備考>

7. 上・下肢の障害

(1)「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

(2)「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

(3)「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込がない場合をいいます。